京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例(平成30年3月29日京都市条例第 51号)(児童福祉センター)

児童発達支援を行う事業に係る京都市児童福祉センターの入所定数について市長が定めることとする必要がある等、以下の理由から条例を一部改正することとしました。

- 1 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業に係る京都市 児童福祉センターの入所定数について、地域における需要の変動に迅速に対応するこ とができるようにする必要があることから、市長が定めることとするため。
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の 一部を改正する法律(平成28年法律第65号)の施行による児童福祉法の一部改正 に伴い、規定を整備する必要があるため。
- 3 その他規定を整備する必要があるため。

この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。ただし、第5条第2項中「から第3号まで」を削る改正規定及び第7条第2項の改正規定は、公布の日から施行することとしました。

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年3月29日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 5 1 号

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例

京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第7項中「別表第1」を「別表」に改める。

第2条第2号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

第5条第2項中「から第3号まで」を削り、「別表第2のとおりとする」を「別に定める」に改める。

第7条第2項各号列記以外の部分中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。 別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項中「から第3号まで」を削る改正規定及び第7条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(児童福祉センター)